

証券コード 6634
2023年2月9日

株主各位

花巻本社 岩手県花巻市桜ノ目第2地割32番地1
東京本社 東京都港区南青山五丁目13番3号
株式会社ネクスグループ
代表取締役社長 石原直樹

第39回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼を申しあげます。

さて、当社第39回定時株主総会を下記により開催いたします。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止及び株主様の安全確保のために、株主様には可能な限り書面による議決権の事前行使にご協力のほどお願い申しあげます。

議決権の事前行使につきましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年2月22日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時 2023年2月24日（金曜日）午後1時

2. 場 所 東京都港区北青山三丁目6番8号

ザ ストリングス表参道 3階「パークアヴェニュー」

3. 目的事項

報告事項

1. 第39期（2021年12月1日から2022年11月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第39期（2021年12月1日から2022年11月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役6名選任の件

第3号議案 ストック・オプションとしての新株予約権を発行する件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

本定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.ncxxgroup.co.jp/>）に掲載しております。これらの書類も、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類に含まれております。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の内容をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.ncxxgroup.co.jp/>）に掲載させていただきます。

本総会の決議内容につきましては、書面による決議通知の送付は行わず、上記当社ウェブサイトに掲載させていただきますので、ご了承くださいますようお願い申しあげます。

(提供書面)

事 業 報 告

(2021年12月1日から)
(2022年11月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響が収束を見せないながらも、経済活動は徐々に動きを取り戻しつつあり、経済活動の本格的な再開と経済活性化が期待される状況ですが、変異株の検出やウクライナ情勢の緊迫化、急激な円安、資源価格の高騰など、先行きの不透明感も一層強まっております。

このような事業環境において、当社グループでは、2021年11月30日付「当社事業における構造改革の実施のお知らせ」で公表した、「慢性的な営業赤字の解消」と「財務基盤の強化」を目的とした、事業構造改革の実施を推進してまいりました。

「慢性的な営業赤字の解消」につきましては、現在赤字の状態で早期の業績の回復を見込めない、インターネット旅行事業、ブランドリテールプラットフォーム事業の両事業から撤退を行いました。2022年3月には、ブランドリテールプラットフォーム事業の中核を担う株式会社チチカカ（以下「チチカカ」）の株式の全てを譲渡し、同年4月には、インターネット旅行事業を行うイー・旅ネット・ドット・コム株式会社（以下「イー・旅ネット・ドット・コム」）の株式の全てを譲渡いたしました。

また、当該事業から撤退することにより、連結での売上高も大幅に減少するため、今後の収益の柱となる新事業への進出を行いました。

2022年2月には、デジタルコンテンツ分野への取り組みとして、株式会社實業之日本デジタル（以下「実日デジタル」）を株式交換により完全子会社化いたしました。実日デジタルは、当社の株主でもあり長年出版業界で事業を行ってきた株式会社實業之日本社（以下「實業之日本社」）の電子書籍部門の受託業務を行っており、實業之日本社は既に作家との委託契約等により複数作品の取り扱いがあるため、実日デジタルには、設立時から既に一定程度の売上高が確約

されており、リスクを減らした形での新規事業への参入をいたしました。

また、同年2月には、現在注目されている「メタバース^{*1}」の分野への進出を行うために、株式会社ポリゴンテーラー及び株式会社ポリゴンテーラーコンサルティングに資本参加をいたしました。

さらに、同年3月には、VRゲームコンテンツの開発、VR関連機器の開発、VRサービスのサポートを行う株式会社ワイルドマン（以下「ワイルドマン」）の株式を取得し、持分法適用関連会社としました。代表の渡部氏はエンジニアとして、Unity VR EXPO AKIBA 2016^{*2}やCEDEC 2018^{*3}で受賞をするなど、VRゲームコンテンツの開発ノウハウがあり、取締役の吉田氏は、VR上でアバターのフルトラッキングを安価に行うための下半身トラッキングデバイスのHaritoraをプロダクトオーナーとして開発するなど、メタバースに必要なVR開発技術と、ゲームコンテンツ開発のノウハウを持つテックカンパニーです。

以上の取り組みにより、事業セグメントとして「メタバース・デジタルコンテンツ事業」を新設し、今後の当社の収益の柱となるように事業拡大を目指してまいります。

*1 「メタバース」とは、オンライン上に構成されたデジタル仮想空間サービスや仮想空間そのものを指します。「メタバース」市場規模は、アメリカの市場調査・コンサルティング会社のEmergen Researchが、「世界のメタバース市場規模は2020年に476.9億米ドルに達し、2028年までには8,289.5億米ドルへ拡大するだろう」との予想を発表するなど、成長性が非常に高く注目されている市場です。

*2 「Unity VR EXPO AKIBA」とは、ユニティ・テクノロジーズ・ジャパンが主催する、ゲーム・アプリ開発用ソフトウェア「Unity」を使って開発されたVRコンテンツの展示会です。

*3 「CEDEC」とは、CESA（一般社団法人コンピュータエンターテインメント協会）が主催、日経BP社、経産省などが共催する、コンピュータエンターテインメントデベロッパーズカンファレンスです。

また、暗号資産ブロックチェーン事業の取り組みとして、ブロックチェーン技術を活用したトーカンであるネクスコイン（以下「NCXC」）のトーカンエコノミーの形成と価値向上のために、2022年7月より業務提携先である株式会社クシム（本社：東京都港区、代表取締役社長：中川博貴、以下「クシム」）と連携をしてNCXCの価値向上の取り組みを開始し、2022年9月にはクシムの連結子会社であるチューリンガム株式会社（本社：東京都港区、代表取締役：三瀬修平、以下「チューリンガム」）と、NCXCの価値向上に向けた取り組みとして、

「PlayStation Store」や「Steam」のようなゲーム配信プラットフォームをブロックチェーンゲームに特化した「NCXC GameFiプラットフォーム」として構築し、その基軸通貨としてNCXCを活用するための開発に向けた検討を開始しました。また、当プラットフォーム上にて展開されるGameFiの第一弾として、チューリンガムの完全子会社であった株式会社SEVENTAGE（2022年7月1日付チューリンガムに吸収合併。）が2022年6月にリリースしたスマホアプリ「SIX POKER」を、NCXCを獲得することができるようなアップデートを行うなど様々な新機能を追加しリリースをいたします。

「財務基盤の強化」につきましては、2022年2月に有利子負債の圧縮と資本の増強を目的として、1,021百万円の借入金及び未払債務の株式化（デット・エクイティ・スワップ）を行うことを決議いたしました。

上記の結果、売上高においては、2,758百万円（前期比43.1%減）となりました。それに伴い、営業利益は427百万円（前期は営業損失208百万円）、経常利益は529百万円（前期は経常損失133百万円）、税金等調整前当期純利益は812百万円（前期比152.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は806百万円（前期比165.4%増）となりました。

当連結会計年度におけるセグメントごとの業績は以下のとおりであります。

（メタバース・デジタルコンテンツ事業）

持分法適用関連会社のワイルドマンでは、新たに株式会社レジストアートが実施する「レジストアートトークンプロジェクト」に参画し、レジストアートが提供するVR美術館の開発を受注しました。また、VR上のアバターを操作するためのトラッキングデバイスの開発案件も進捗しております。

実日デジタルは、いわゆる電子書店（電子書籍配信サイト、Web漫画サイト、漫画アプリ、雑誌読み放題サイトなど）及び電子取次が主な取引先となります。コロナ禍における巣ごもり需要が一巡したものの、電子書籍市場は引き続き堅調であり、同社のロングセラー作品である『静かなるドン』（新田たつお作画）が5月に「ピッコマAWARD 2022」を受賞するなど、漫画の有料コンテンツが売上を牽引しております。また、既存書店の増売施策として、主要電子書

店でのポイント還元施策なども継続的に実施しております。

今後も、図書館・小学校向けサブスクリプションサービスや、『静かなるドン』のさらなるプロモーション施策など、新しい取り組みを続けてまいります。

この結果、当連結会計年度の売上高は93百万円、営業損失は13百万円となりました。

(IoT関連事業)

株式会社ネクスは、培ってきた自動車テレマティクスをはじめとする様々な分野に対するIoT技術をベースに「IoT×ブロックチェーン技術」、「IoT×AI技術」など、「IoT×新技術」を活用した新たなサービスの提供を目指します。

AIコンピューティングの分野で様々なプラットフォームを提供しているNVIDIA Corporationが提供するGPU（画像処理やディープラーニングに不可欠な並列演算処理を行う演算装置）を利用したリアルタイム画像認識技術と、マルチキャリア対応の高速モバイル通信技術を搭載した、NCXX AI BOX「AIX-01NX」を、2022年9月末から販売しております。1台でカメラ・センサーなどからの情報をリアルタイムにAI分析して分析結果をクラウドに連携することが可能な製品となっており、リテールテック、製造業、セキュリティ、介護見守り、測定・異常監視などの幅広い分野で活用が期待される技術であり、今後もこれらの技術をデバイス事業の新たな製品開発に活用をしてまいります。

データ通信端末につきましては、第5世代移動通信システムである5Gに対応し、Wi-Fi、Ethernetを搭載したバッテリーレスのルーター・モデムとなる、5Gデータ端末「UNX-05G」を開発しており、2022年12月からサンプル提供をしております。5Gは、LTEと比べて超高速・大容量な通信で多数同時接続、超低遅延を実現するもので、今後、日本全国に基地局の展開が計画されており、ネットワーク上に仮想空間を構築するメタバース関連サービスの通信インフラとしての活用や、ライブメディアストリーミング、エクステンデッドリアリティ(XR)、遠隔医療、建設現場の建機遠隔制御、工場のスマートファクトリ、農業を高度化する自動農場管理、自治体の河川等の監視などの建物内や敷地内でス

ポット的に柔軟に構築できるローカル5Gへの活用など、地域課題解決や地方創生への対象領域の拡大が期待されます。

テレマティクスにつきましては、法的規制強化と車両管理業務の効率化、ドライバーの減少・高齢化など市場を取り巻く社会環境の影響で需要が増加傾向にあるクラウド型車両管理・動態管理システムにおいて、NTT docomo/KDDI/SoftBankの国内の主なLTE周波数に対応し、みちびき（準天頂衛星システム）など5方式のGNSS^{*4}に対応して、より多くの衛星測位システムを使うことで、ビルや樹木などで視界が狭くなる都市部や山間部でも測位の安定性が向上したOBDⅡ型データ収集ユニット「GX700NC」は、通信機能を持ち市場を確保しており、排気ガス測定・管理や今後増加するEV車の充電・電費・残量管理などのSDGsへの取り組みなどにも活用の範囲が広がることが期待されます。

*4 「GNSS」とは「Global Navigation Satellite System（全球測位衛星システム）」の略で、GPS、GLONASS、Galileo、準天頂衛星（QZSS）等の衛星測位システムの総称です。

農業ICT事業（NCXX FARM）では、農作物の生産、加工、販売を行う「6次産業化事業」と、特許農法による「化学的土壤マネジメント」+ICTシステムによる「デジタル管理」のパッケージ販売を行う「フランチャイズ事業」の事業化を推進しております。

「6次産業化事業」では、引き続きスーパーフードとして人気の高いGOLDEN BERRY（食用ほおずき）の生産、販売を行っており、青果と加工品のGOLDEN BERRYアイス、GOLDEN BERRYフレッシュリキュールを販売しております。

また、自社栽培しているGOLDEN BERRYに関して、通常は焼却廃棄される葉や茎の残渣について「公益財団法人 岩手生物工学研究センター」との共同研究により、抗炎症作用や抗酸化・抗糖化作用などの様々な成分が含まれることが判明したため、各種の有効な成分エキスを抽出し化粧品等の原材料としての商品開発を進めており、来年度内の商品化と販売を目指しております。

「フランチャイズ事業」では、自社試験圃場での栽培実績をもとに、自社独自の特許農法（多段式ポット）とICTシステムの提供に加えて、お客様の要望に沿った多種多様な農法・システム・農業関連製品の提供を行う農業総合コンサルティングサービスを展開しております。また、有料圃場見学会を不定期で

開催しております、10月、11月にそれぞれ「東北運輸局事業 ICT技術を活用した産業観光の招請事業」の一環として、タイの海外ツアーアー会社の方々が東北運輸局とともに視察に訪れるなど、注目をされております。

この結果、当連結会計年度の売上高は651百万円（前期比12.0%増）、営業利益は50百万円（前期は営業損失102百万円）となりました。

（インターネット旅行事業）

イー・旅ネット・ドット・コム及びその子会社につきましては、前述した株式の譲渡により、当連結会計年度において、連結対象から除外されております。

この結果、当連結会計年度の売上高は100百万円（前期比33.6%減）、営業損失は21百万円（前期は営業損失165百万円）となりました。

（ブランドリテールプラットフォーム事業）

チカカにつきましては、前述した株式の譲渡により、当連結会計年度において、連結対象から除外されております。

この結果、当連結会計年度の売上高は1,079百万円（前期比68.0%減）、営業損失は108百万円（前期は営業損失399百万円）となりました。

（暗号資産・ブロックチェーン事業）

本事業では、暗号資産市場の動向と資金効率を踏まえた安定的な運用を行つてまいります。

今期は一部暗号資産の売却を行つたことで、営業利益を計上しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は798百万円（前期比8.6%増）、営業利益は781百万円（前期比6.5%増）となりました。

② 設備投資の状況

重要な設備投資はありません。

③ 資金調達の状況

当社は、当連結会計年度中に、金融機関からの長期借入れを行っておりません。

④ 重要な組織再編等の状況

当社の連結子会社でありました株式会社チチカカの間接保有していた全株式を2022年3月1日付で譲渡したことにより、連結の範囲から除外しております。

株式会社実業之日本デジタルにつきましては、当社を株式交換完全親会社、株式会社実業之日本デジタルを株式交換完全子会社とする株式交換を行い、2022年3月1日より、同社を連結の範囲に含めております。

当社の連結子会社でありましたイー・旅ネット・ドット・コム株式会社の直接保有していた全株式を2022年4月15日付で譲渡したことにより、連結の範囲から除外しております。これに伴い、イー・旅ネット・ドット・コム株式会社の子会社である株式会社ウェブトラベル及び株式会社グロリアツアーズについても連結の範囲から除外しております。

当社の連結子会社でありましたNCXX International Limitedの全株式を2022年7月11日付で譲渡したことにより、連結の範囲から除外しております。

当社の連結子会社でありました株式会社ネクスプレミアムグループの直接保有していた全株式を2022年9月1日付で譲渡したことにより、連結の範囲から除外しております。これに伴い、株式会社ネクスプレミアムグループの子会社である株式会社ファセッタズムについても連結の範囲から除外しております。

当社の連結子会社でありました株式会社チチカカ・キャピタルの直接保有していた全株式を2022年9月1日付で譲渡したことにより、連結の範囲から除外しております。

(2) 財産及び損益の状況の推移

| 区分 | 第36期 (2019年11月期) | 第37期 (2020年11月期) | 第38期 (2021年11月期) | 第39期 (当連結会計年度) (2022年11月期) |
|---|---------------------|---------------------|---------------------|----------------------------------|
| 売上高 (千円) | 9,670,223 | 6,561,011 | 4,848,371 | 2,758,335 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△) (千円) | △1,272,860 | △1,361,671 | 303,940 | 806,688 |
| 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△) (円) | △85.40 | △91.36 | 20.39 | 33.95 |
| 総資産 (千円) | 6,685,099 | 4,780,865 | 4,537,397 | 3,534,756 |
| 純資産 (千円) | 2,234,856 | 825,347 | 945,976 | 3,307,421 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 100.22 | 7.10 | 56.17 | 121.42 |

(注) 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は株式会社シークエッジ・ジャパン・ホールディングスであり、同社は期末日現在、当社株式を5,579,753株（議決権比率20.53%）保有しており、同社の子会社である株式会社スケブベンチャーズは当社株式を4,465,408株（議決権比率16.43%）保有し、投資事業有限責任組合デジタルアセットファンドは当社株式を2,413,000株（議決権比率8.88%）保有し、株式会社實業之日本社は当社株式を1,635,800株（議決権比率6.02%）保有しております。この間接所有割合を加えると、株式会社シークエッジ・ジャパン・ホールディングスの当社に対する議決権比率は、51.86%となり、実質的な支配基準により、当社の親会社となります。

- （注） 1. 2022年3月23日付で当社が株式会社スケブベンチャーズと行った第三者割当増資により、同社の親会社である株式会社シークエッジ・ジャパン・ホールディングスが当社の親会社となりました。
2. 株式会社シークエッジ・ジャパン・ホールディングスの子会社である株式会社スケブベンチャーズが、2022年12月26日に当社の株式の一部を売却したことにより、株式会社シークエッジ・ジャパン・ホールディングスは、当社の親会社に該当しないこととなりました。

② 親会社との間の取引に関する事項

- 1 当該取引をするにあたり当社の利益を害さないように留意した事項
一般的な取引条件と同様の適切な条件による取引を基本とし、合理的な判断に基づき公正かつ適正に決定しております。
- 2 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由
事業運営に関しては、一定の協力関係を保つ必要があると認識しつつ、経営方針や事業計画は当社独自に作成しており、上場会社としての独立性を確保し、経営及び事業活動にあたっております。

③ 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容 |
|-------------------------|--------|----------|--------------------|
| 株式会社ネクス | 310百万円 | 100.00 | IoT関連事業 |
| 株式会社ネクスファーム ホールディングス | 1百万円 | 100.00 | ブランドリテールプラットフォーム事業 |
| 株式会社實業之日本デジタル | 8百万円 | 100.00 | メタバース・デジタルコンテンツ事業 |

- （注） 1. 2022年3月1日付で、当社を株式交換完全親会社、株式会社實業之日本デ

ジタルを株式交換完全子会社とする株式交換を行ったことにより子会社となりました。

- 2022年3月1日付で、当社が保有する株式会社チチカカの全株式を譲渡いたしました。
- 2022年4月15日付で、当社が保有するイー・旅ネット・ドット・コム株式会社の全株式を譲渡いたしました。これに伴い、イー・旅ネット・ドット・コム株式会社の子会社である株式会社ウェブトラベル及び株式会社グロリアツアーズについても連結の範囲から除外いたしました。
- 2022年7月11日付で、当社が保有するNCXX International Limitedの全株式を譲渡いたしました。
- 2022年9月1日付で、当社が保有する株式会社ネクスプレミアムグループの全株式を譲渡いたしました。これに伴い、株式会社ネクスプレミアムグループの子会社である株式会社ファセッタズムについても連結の範囲から除外いたしました。
- 2022年9月1日付で、当社が保有する株式会社チチカカ・キャピタルの全株式を譲渡いたしました。
- 当期末日における特定完全子会社（完全子会社の株式の帳簿価額が当社の総資産の5分の1を超える場合における当該完全子会社等）の状況は次のとおりです。

| 会社名 | 所在地 | 帳簿価額の合計額 | 当社の総資産額 |
|---------------|---------------------|----------|----------|
| 株式会社ネクス | 岩手県花巻市柵ノ目第2地割32番地1 | 827百万円 | 3,361百万円 |
| 株式会社実業之日本デジタル | 大阪府岸和田市荒木町二丁目18番15号 | 1,000百万円 | 3,361百万円 |

④ 持分法適用会社の状況

| 会社名 | 所在地 | 資本金 | 当社の出資比率 | 主要な事業内容 |
|------------|--------|-------|---------|-------------------|
| 株式会社ワイルドマン | 東京都中央区 | 10百万円 | 35.88% | メタバース・デジタルコンテンツ事業 |

(注) 開示情報の充実および透明性をより高めるため、当連結会計年度より持分法の適用範囲に含めることといたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは営業利益黒字化並びに売上拡大を目指すことが当面の対処すべき課題であると認識しており、以下に示す取り組みを推進してまいります。

① 事業構造改革の推進

不採算事業の見極めを行い、事業構造の改革を進めてまいります。また、成長分野への進出に関しては、M&Aなどにより、既に一定の利益の確保ができる新規事業へ参入することで、事業収益性の強化を図ります。

② IoT関連事業の拡大

IoT市場の成長にあわせ事業拡大を図るとともに、注目の高いAIを活用した画像認識分野、自動車テレマティクス分野、フィンテック分野（ブロックチェーン、暗号資産関連）のサービスの拡大を目指します。

③ 財務体制の強化

今後の成長に向けた各種資本政策を推進してまいります。

④ 事業ポートフォリオの分散化

今まで培ってきた通信機器開発のノウハウをベースに異業種へのIoT化を推進してまいります。あわせて、通信機器ハードのみの提供に限らず、ソフトウェアを含めたトータルソリューションの提供を目指します。

⑤ ブランドイメージ戦略

積極的な広報活動の推進を行ってまいります。

(5) 主要な事業内容 (2022年11月30日現在)

| セグメントの名称 | 事業内容 |
|--------------------|---|
| IoT関連事業 | 各種無線方式を適用した通信機器の開発、販売 上記にかかるシステムソリューションの提供及び保守サービスの提供 農業ICT事業 |
| メタバース・デジタルコンテンツ事業 | 電子書籍事業 コンピューター・ソフトウェアの開発・販売及びマーケティング メタバース分野におけるサービス・情勢の情報収集 |
| ブランドリテールプラットフォーム事業 | ワインの販売 |
| 暗号資産・ブロックチェーン事業 | 暗号資産に関する投資 暗号資産の売買、消費貸借 暗号資産に関する派生商品の開発、運用 暗号資産に関するファンドの組成 |
| その他 | 財務戦略、事業戦略、業務支援等の各種コンサルティング業務 その他 |

- (注) 1. 当連結会計年度において、株式の譲渡に伴い、イー・旅ネット・ドット・コム 株式会社、及び子会社である株式会社ウェブトラベル、株式会社グロリア ツアーズを連結の範囲から除外したことにより、インターネット旅行事業 を廃止いたしました。
2. 当連結会計年度より、株式会社実業之日本デジタルが連結子会社となった ことに伴い、メタバース・デジタルコンテンツ事業を新設しております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2022年11月30日現在)

| | |
|---------------------|---------------------------|
| 当社 | 花巻本社：岩手県花巻市 東京本社：東京都港区 |
| 株式会社ネクス | 花巻本社：岩手県花巻市 東京本社：東京都港区 |
| 株式会社ネクスファームホールディングス | 本社：東京都港区 |
| 株式会社実業之日本デジタル | 本社：大阪府岸和田市 |

- (注) 1. 2022年9月1日付で、当社が保有する株式会社ネクスプレミアムグループの全株式を譲渡いたしました。これに伴い、同社の子会社である株式会社ファセッタズムも当社の子会社ではなくなりました。
2. 2022年2月1日付で、株式会社ネクスファームホールディングスは福岡事業所を廃止いたしました。
3. 2022年4月15日付で、当社が保有するイー・旅ネット・ドット・コム株式会社の全株式を譲渡いたしました。これに伴い、同社の子会社である株式会社ウェブトラベル及び株式会社グロリアツアーズも当社の子会社ではなくなりました。
4. 2022年9月1日付で、当社が保有する株式会社チチカカ・キャピタルの全株式を譲渡いたしました。
5. 2022年3月1日付で、当社が間接保有する株式会社チチカカの全株式を譲渡いたしました。
6. 2022年7月11日付で、当社が保有するNCXX International Limitedの全株式を譲渡いたしました。
7. 2022年3月1日付で、株式会社実業之日本デジタルは、株式交換により、当社の連結子会社となりました。

(7) 使用人の状況（2022年11月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 使 用 人 数 | 前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減 |
|---------|-----------------------|
| 22名 | 175名減 |

- (注) 1. 上記使用人数は従業員であり、パート及び嘱託社員4名は含んでおりません。
2. 使用人数が前連結会計年度末に比較して減少した主な要因は、株式譲渡に伴い、連結子会社であった株式会社チチカカ、イー・旅ネット・ドット・コム株式会社等を連結の範囲から除外したことによるものであります。

② 当社の使用人の状況

| 使 用 人 数 | 前 事 業 年 度 末 比 増 減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|---------|-------------------|---------|-------------|
| 8名 | 4名減 | 38.3歳 | 4.2年 |

(注) 上記使用人数は従業員であり、パート及び嘱託社員1名は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況（2022年11月30日現在）

| 借 入 先 | 借 入 金 残 高 |
|-----------------------|-----------|
| 株 式 会 社 関 西 み ら い 銀 行 | 50,450千円 |
| 株 式 会 社 り そ な 銀 行 | 16,672千円 |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、株式会社東京証券取引所の市場区分の見直しに伴い、2022年4月4日より東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）市場から同取引所スタンダード市場に市場変更しております。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年11月30日現在)

- ① 発行可能株式総数 60,000,000株
- ② 発行済株式の総数 27,301,871株 (自己株式125,816株を含む)
- ③ 株主数 5,869名
- ④ 大株主 (上位10名)

| 株 主 名 | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|----------------------------|------------|---------|
| 株式会社 シークエッジ・ジャパン・ホールディングス | 5,579,753株 | 20.53 % |
| 株式会社 スケブベンチャーズ | 4,465,408株 | 16.43 % |
| 投資事業有限責任組合 デジタルアセットファンド | 2,413,000株 | 8.88 % |
| 株式会社 フィスコ | 2,376,663株 | 8.75 % |
| 株式会社 クシム | 2,125,094株 | 7.82 % |
| 株式会社 實業之日本社 | 1,635,800株 | 6.02 % |
| 岡 秀 朋 | 667,000株 | 2.45 % |
| 株式会社 クシムソフト | 377,358株 | 1.39 % |
| 森 本 友 則 | 225,100株 | 0.83 % |
| 水 野 勝 英 | 219,000株 | 0.81 % |

(注) 持株比率は自己株式125,816株を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
(2022年11月30日現在)

| | | |
|------------------------|-------------------|---|
| | | 第14回新株予約権 |
| 発行決議日 | | 2018年1月15日 |
| 新株予約権の数 | | 400個 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 | | 普通株式 40,000株 (新株予約権1個につき 100株) |
| 新株予約権の払込金額 | | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | | 新株予約権1個当たり 45,800円 (1株当たり 458円) |
| 権利行使期間 | | 2020年1月16日から 2023年1月15日まで |
| 行使の条件 | | (注) |
| 役員の保有状況 | 取締役 (社外取締役を除く) | 新株予約権の数 400個 目的となる株式数 40,000株 保有者数 5名 |
| | 社外取締役 | — |
| | 監査役 | — |

(注) 新株予約権行使時において当社または当社関係会社の役職員の地位にあることを要する。ただし、任期満了または定年退職による場合及び当社取締役会が特例として認めた場合を除く。

② その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (2022年11月30日現在)

| 会社における地位 | 氏 名 | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況 |
|----------------|------|--|
| 取締役会長 | 秋山司 | 株式会社ネクスファームホールディングス取締役 |
| 代表取締役社長 | 石原直樹 | 株式会社ネクス取締役 株式会社ネクスプレミアムグループ代表取締役 株式会社ネクスファームホールディングス代表取締役 株式会社実業之日本デジタル取締役 株式会社ワイルドマン取締役 株式会社クシムインサイト取締役 株式会社チカカ・キャピタル代表取締役社長 株式会社ファセッタズム取締役 |
| 取締役 | 深見修 | 株式会社フィスコ取締役経営戦略本部長 株式会社カイカエクスチェンジ取締役 株式会社カイカエクスチェンジホールディングス取締役 株式会社ネクス取締役 株式会社ネクスプレミアムグループ取締役 株式会社ネクスファームホールディングス取締役 株式会社実業之日本デジタル取締役 イー・旅ネット・ドット・コム株式会社取締役 株式会社グロリアツアーズ取締役 株式会社チカカ・キャピタル取締役 株式会社シーズメン取締役 株式会社CAICAテクノロジーズ取締役 株式会社CAICAデジタルパートナーズ取締役 株式会社カイカファイナンシャルホールディングス取締役 カイカ証券株式会社取締役 |
| 取締役 管理本部本部長 | 齊藤洋介 | 株式会社ネクス取締役管理部部長 株式会社ネクスプレミアムグループ取締役 株式会社ネクスファームホールディングス取締役 株式会社実業之日本デジタル取締役 イー・旅ネット・ドット・コム株式会社取締役 株式会社ウェブトラベル取締役 株式会社グロリアツアーズ取締役 株式会社チカカ・キャピタル取締役 株式会社ファセッタズム取締役 |
| 取締役 | 張偉 | NCXX International Limited Director NCXX International Limited 情報通信マネージャー |
| 取締役 | 北村克己 | 弁護士（北村総合戦略法律事務所代表） 株式会社SRAホールディングス社外監査役 株式会社神宮館監査役 社会福祉法人善光会監事 AutoStore System株式会社監査役 一般社団法人地域資源活用推進機構理事 合同会社TSUNAGARI代表社員 在日フィンランド商工会議所監査役 |

| 会社における地位 | 氏 名 | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況 |
|-----------|---------|--|
| 常 勤 監 査 役 | 佐々木 弘 | 株式会社ネクス監査役 株式会社ネクスプレミアムグループ監査役 株式会社ネクスファームホールディングス監査役 株式会社実業之日本デジタル監査役 株式会社チチカカ・キヤピタル監査役 株式会社ファセッタズム監査役 |
| 監 査 役 | 浦 野 充 敏 | 税理士（浦野会計事務所代表） 株式会社イイアス代表取締役 株式会社G-XD監査役 |
| 監 査 役 | 長 涌 数 久 | 行政書士（長湧行政書士事務所代表） 特定非営利活動法人福祉相談室アントレド理事長 |

- (注) 1. 取締役北村克己氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役浦野充敏及び長湧数久の両氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役浦野充敏氏は、税理士であり、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 当社は、取締役北村克己氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当子会社における全ての取締役、監査役を被保険者とした会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により保険会社が補填するものです。ただし、法令違反であることを被保険者が認識して行った行為に起因して生じた損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。なお、保険料は全額当社が負担しております。

③ 取締役及び監査役の報酬等

1) 当事業年度に係る報酬等の総額

| 役員区分 | 報酬等の 総額 (千円) | 報酬等の種類別の総額（千円） | | | 対象となる 役員の員数 (名) |
|------------------|--------------------|-------------------|--------|--------|-----------------------|
| | | 固定報酬 | 業績連動報酬 | 非金銭報酬等 | |
| 取締役 (うち社外取締役) | 25,742 (1,800) | 25,742 (1,800) | — | — | 6 (1) |
| 監査役 (うち社外監査役) | 2,400 (1,200) | 2,400 (1,200) | — | — | 3 (2) |
| 合計 | 28,142 (3,000) | 28,142 (3,000) | — | — | 9 (3) |

(注) 1. (役員報酬の基本的な考え方)

当社は、役員報酬の基本的な考え方について、社外取締役から積極的に意見を聴取したうえで、取締役会において決議しております。

その基本方針は以下のとおりです。

①当社グループの経営理念及び経営方針の実現に向けた取り組みの動機付けとなる報酬内容といたします。

②各々の役員が担う職責・成果等を反映し、ステークホルダーに対して説明責任を果たせるよう、客觀性・適正性を備えたものといたします。

③当社グループの経営環境や短期・中長期の業績状況を反映し、企業価値の向上や株主と同じ目線に立った経営の推進に繋がる報酬体系といたします。

(役員報酬の決定方針及び決定方法)

当社は短期的な利益を偏重することなく、中長期的な視点で経営に取り組むことで持続的な成長を目指します。

そのため、当社の社外取締役を除く取締役の報酬については、その安定性を確保することが重要であるとの認識のもと、固定報酬としての月例報酬と非金銭報酬等で構成するものといたします。

社外取締役の報酬は、独立した立場で経営に対する監督や助言をする役割を担うという職務の性格から、固定報酬としての月例報酬と非金銭報酬等で構成するものといたします。

取締役の固定報酬と非金銭報酬等の割合は、固定報酬としての月例報酬を原則としつつ、各役員の職責、当社業績及び中長期的な企業価値向上への質的な貢献、世間水準を考慮要素とし、社外取締役の意見を踏まえ、決定することといたします。

固定報酬の決定方針については各役員の役位、職責、在任年数や業務執行の状況、また各事業年度の会社業績、世間水準や会社従業員給与とのバランスを考慮し、総合的に勘案することといたします。

固定報酬は在任期間中、毎月定期的に支給いたします。

非金銭報酬の決定方針については、株主とのさらなる価値共有を進め、当社の企業価値の持続的な向上を図るためのインセンティブとして、ストック・オプションによるものといたします。

非金銭報酬等の支給の有無、時期、額及び数については、各役員の職責や業務執行の状況、中長期的な企業価値向上への質的な貢献、世間水準を踏まえて、総合的に勘案することといたします。

固定報酬及び非金銭報酬の金額、内容及びその割合等の具体的決定に当たっては、株主総会で決議された報酬額の限度の枠内で、当社取締役会の決議により代表取締役社長石原直樹に一任し、代表取締役社長石原直樹は社外取締役の意見を踏まえて、固定報酬及び非金銭報酬の決定方針に従って決定いたします。取締役会が代表取締役社長石原直樹にこれらの決定を授權した理由は、当社及び当社グループ全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役社長石原直樹が最も適しているからであります。なお、監査役については、監査役の協議により決定しております。

2. 取締役の報酬額は、2017年10月25日開催の臨時株主総会において、年額100

百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち社外取締役は1名）です。また別枠で、2022年2月25日開催の第38回定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額3,000百万円以内（うち社外取締役は450百万円）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち社外取締役は1名）です。

3. 監査役の報酬額は、2006年6月29日開催の第22回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち社外監査役は1名）です。
4. 当事業年度においてストック・オプションによる報酬は発生しておりません。

2) 社外役員が当社の親会社または親会社の子会社から受けた役員報酬等の総額

当事業年度において、社外役員が当社の親会社または親会社の子会社から、役員として受けた報酬等はありません。

3) 責任限定契約の内容の概要

- ・当社と社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
- ・当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び各監査役とも、金100万円と法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額とするものであります。

④ 社外役員に関する事項

1) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役北村克己氏は当社の顧問弁護士であり、必要に応じて法律上のアドバイスを受けておりますが、当社からの支払い報酬は同氏が代表を務める北村総合戦略法律事務所の規模に比して少額であります。
- ・社外取締役北村克己氏は、株式会社SRAホールディングス社外監査役、株式会社神宮館監査役、社会福祉法人善光会監事、AutoStore System株式会社監査役、一般社団法人地域資源活用推進機構理事、合同会社TSUNAGARI代表社員及び在日フィンランド商工会議所監査役であります。各兼職先と当社との間には特別の関係はありません。
- ・社外監査役浦野充敏氏は、税理士（浦野会計事務所代表）、株式会社イイアス代表取締役及び株式会社G-XD監査役であります。浦野会計事務所、株式会社イイアス及び株式会社G-XDと当社との間には特別の関係はありません。
- ・社外監査役長渕久氏は、行政書士（長渕行政書士事務所代表）及び特定

非営利活動法人福祉相談室アントレド理事長であります。長渕行政書士事務所及び特定非営利活動法人福祉相談室アントレドと当社との間には特別の関係はありません。

2) 当事業年度における主な活動状況

| | | 活動状況 |
|-----|---------|---|
| 取締役 | 北 村 克 己 | 当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席いたしました。同氏は、弁護士としての豊富な経験と見識を活かし、適宜、法律上、経営上の助言を行っております。また、社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要としては、独立した客観的立場から、多角的視点に立ち、取締役会の意思決定の適法性、妥当性を確保するために必要かつ有益な発言を適宜行っております。 |
| 監査役 | 浦 野 充 敏 | 当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席し、監査役会13回の全てに出席いたしました。同氏は、税理士としての豊富な経験と見識を活かし、適宜、必要な発言を行っております。 |
| 監査役 | 長 渕 数 久 | 当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席し、監査役会13回の全てに出席いたしました。同氏は、経営管理に関する幅広い高度な知見と豊富な経験を活かし、適宜、必要な発言を行っております。 |

(4) 会計監査人の状況

① 名称 UHY東京監査法人

② 報酬等の額

| | 支 払 額 |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 27,000千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 27,000千円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることとした

します。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社は定款第45条において、「当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。」としており、UHY東京監査法人との監査契約書に責任限定の条項を配しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。

⑥ 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行つたうえで、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行つております。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 取締役の職務の執行に係る適法性を高めるため、株主総会の決議に基づき社外取締役を配する。
- 2) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、法令及び定款並びに職務分掌規則及び職務権限規則その他の社内規程に則り、職務を執行する。
- 3) 管理部門担当取締役を法令遵守体制の整備に係る責任者として、コンプライアンス規程その他の関連規程の整備を行うとともに、コンプライアンスに係る教育啓蒙の実施、内部通報制度の整備等法令遵守体制の充実に努める。
- 4) 内部監査室は、内部監査規程に基づき、法令、定款及び社内規程の遵守状況並びに職務の執行の手続及び内容の妥当性等を定期的に監査し法令遵守体制の改善に寄与する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書は、文書管理規程及び情報管理規程その他の社内規程に従い、その保存媒体の形式に応じて、適切に保存・管理する。取締役、監査役及び会計監査人等は、その権限及び必要に応じて、当該文書を閲覧・謄写することができる。

③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役会の決議によりリスク管理責任者を任命し、リスク管理責任者は、必要に応じ、その諮問機関としてリスク管理委員会を招集する。リスク管理委員会は、リスク管理規程に基づき、当社及び当社子会社の多様なリスクに対する管理体制及び管理手法を総括的に整備する。また、投資リスク、情報セキュリティリスクその他個別的なリスクに対処するため、その重大性に応じて当該リスクの管理を司る専門の委員会を設置し、個別的なリスクの把握及び対応を行う。

④ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1) 取締役会は、当社における職務の執行が効率的に行われることを確保するための経営機構を定め、当該機構を構成する機関を担当する取締役その他の役職者を任命する。また、当社及び当社子会社は取締役会の決定並びに職務権限規則及び職務分掌規則その他の社内規程に基づく権限及び責任の明確化を図り、取締役及び使用人をして、担当する機関における職務執行の効率性を高める。

2) 社長の諮問機関として経営会議を設置する。経営会議は、当社及び当社子会社の経営方針及び経営戦略その他の重要事項を立案・審議する。

⑤ 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1) 当社及び当社子会社は、自社の規模、事業の性質、機関の設計等、自社の特質を踏まえ、自主的に経営判断を行い、独立性を確保することを基本とする。

2) 当社子会社における経営上の重要な事項については、社内規程に基づき、当社の承認又は当社への報告を求めるとともに、各社は業務執行状況・財務状況等を定期的に当社に報告するものとする。

3) 管理部門担当取締役は、当社子会社に損失の危険が発生したことを把握した場合には、発見された危険の内容、損失の程度及び当社に対する影響につ

いて、当社のリスク管理委員会へ直ちに報告がなされる体制を構築する。

4) 当社及び当社子会社との間における不適切な取引又は会計処理を防止するため、内部監査室は当社子会社との取引に関する監査を行う。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

1) 監査役からの要請があった場合、監査役を補助する使用人（以下監査役補助人）として、管理部門の中から若干名を選任し、兼務させる。監査役補助人は、監査役の指揮命令に服し、職務を遂行し、取締役及び使用人は、監査役補助人の業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。

2) 監査役補助人に対する人事権の行使に当たっては、取締役及び使用人は、事前に監査役会から意見を聴取し、これを尊重する。

⑦ 当社及び当社子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制
その他の監査役への報告に関する体制及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

1) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人等は、監査役の求めに応じて、自己の職務の執行状況を監査役に報告する。

2) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人等は、当社又は当社子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実又は重大な法令若しくは定款に違反するおそれのある事実について、監査役に対し直接報告することができる。

3) 監査役に報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをしてはならない。

4) 内部監査室は、それぞれが実施した監査の結果及びこれに基づく改善事項等について監査役に報告する。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1) 監査役は、監査の実施に際し、必要に応じて内部監査室に協力を要請することができる。

2) 監査役は、会計監査人、内部監査室との情報交換に努め、密接な連携を図る。

3) 内部監査室は、それぞれ、自ら実行する監査計画の立案に当たって、監査役との間で意見調整その他の協議を行う。

4) 監査役から所要の費用の請求を受けたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。

⑨ 第39期連結会計年度末の時点で当社及び子会社は、「内部統制システムの整備・運用状況」を評価し、基本方針に基づき内部統制システムを適切に整備し、運用しております。主な運用状況については以下のとおりです。

1) 取締役の職務執行について

当事業年度において、取締役会を13回開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

2) 監査役の職務執行について

監査役は当事業年度において監査役会を13回開催し、監査役会において定めた監査計画に基づいた監査を実施しております。また代表取締役、会計監査人並びに内部監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の業務執行の監査、内部統制システムの整備並びに運用状況を確認しております。

3) 内部監査の実施について

重要な業務プロセスの確認、リスク度が高い業務の確認等に関しまして、期首に内部監査計画を策定し、各部門に対する業務監査を実施しました。

4) コンプライアンス・リスク管理について

子会社役員及び各部門長をメンバーとしたリスク管理委員会を開催いたしました。また、コンプライアンス教育の一環として、日本取引所自主規制法人より講師をお招きするなど社内講師によるものも含めて、インサイダー取引規制セミナーを実施いたしました。

(6) 剰余金等の配当等の決定に関する方針

当社は、株主様に対する利益還元を経営戦略上の重要要素と考えており、利益配分につきましては経営基盤の安定及び将来の事業拡大に向けての内部留保の充実を勘案しつつ、収益やキャッシュ・フローの状況に応じた配当を実施していくことを基本方針としております。

また、当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これら剰余金の配当等の決定機関は期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

連 結 貸 借 対 照 表

(2022年11月30日現在)

(単位:千円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|---------------------------|-----------|---------------------------|------------|
| 流 動 資 産 | 1,320,645 | 流 動 負 債 | 207,898 |
| 現 金 及 び 預 金 | 508,962 | 支 払 手 形 及 び 買 掛 金 | 37,720 |
| 受 取 手 形、売 掛 金 及 び 契 約 資 産 | 296,469 | 短 期 借 入 金 | 50,450 |
| 商 品 及 び 製 品 | 7,547 | 1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金 | 16,672 |
| 仕 掛 品 | 407,989 | 未 払 金 | 607 |
| 原 材 料 及 び 貯 藏 品 | 969 | 未 払 費 用 | 41,324 |
| 暗 号 資 産 | 53,125 | 未 払 法 人 税 等 | 6,694 |
| 未 収 入 金 | 6,272 | 未 払 消 費 税 等 | 8,420 |
| そ の 他 | 39,307 | 製 品 保 証 引 当 金 | 20,000 |
| 固 定 資 産 | 2,214,110 | そ の 他 | 26,008 |
| 有 形 固 定 資 産 | 122,315 | 固 定 負 債 | 19,436 |
| 建 物 及 び 構 築 物 | 21,665 | 長 期 借 入 金 | 11,000 |
| 機 械 装 置 及 び 運 搬 具 | 6,842 | そ の 他 | 8,436 |
| 工 具、器 具 及 び 備 品 | 40,769 | 負 債 合 計 | 227,334 |
| 土 地 | 52,440 | 純 資 産 の 部 | |
| 建 設 仮 勘 定 | 598 | 株 主 資 本 | 3,615,565 |
| 無 形 固 定 資 産 | 913,776 | 資 本 金 | 10,000 |
| ソ フ ト ウ エ ア | 8,469 | 資 本 剰 余 金 | 4,776,703 |
| の れ ん | 905,084 | 利 益 剰 余 金 | △1,104,622 |
| そ の 他 | 223 | 自 己 株 式 | △66,515 |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 1,178,017 | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 | △315,889 |
| 投 資 有 価 証 券 | 1,133,585 | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | △309,858 |
| 繰 延 税 金 資 産 | 13,503 | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益 | △6,030 |
| 差 入 保 証 金 | 1,250 | 新 株 予 約 権 | 7,745 |
| そ の 他 | 29,678 | 純 資 産 合 計 | 3,307,421 |
| 資 産 合 計 | 3,534,756 | 負 債 純 資 産 合 計 | 3,534,756 |

(注) 金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。

連 結 損 益 計 算 書

(2021年12月1日から
2022年11月30日まで)

(単位:千円)

| 科 目 | | 金 額 |
|-------------------------------|--|-----------|
| 売 上 高 | | 2,758,335 |
| 売 上 原 価 | | 1,055,052 |
| 売 上 総 利 益 | | 1,703,283 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | | 1,276,055 |
| 営 業 利 益 | | 427,228 |
| 営 業 外 収 益 | | |
| 受 取 利 息 | | 1,930 |
| 受 取 配 当 金 | | 18,997 |
| 為 替 差 益 | | 96,602 |
| そ の 他 | | 13,138 |
| | | 130,668 |
| 営 業 外 費 用 | | |
| 支 払 利 息 | | 8,589 |
| 持 分 法 に よ る 投 資 損 失 | | 775 |
| 支 払 手 数 料 | | 12,932 |
| そ の 他 | | 6,054 |
| | | 28,352 |
| 経 常 利 益 | | 529,544 |
| 特 別 利 益 | | |
| 助 成 金 収 入 | | 10,552 |
| 固 定 資 産 売 却 益 | | 451 |
| 投 資 有 價 証 券 売 却 益 | | 99,878 |
| 関 係 会 社 株 式 売 却 益 | | 666,947 |
| | | 777,829 |
| 特 別 損 失 | | |
| 関 係 会 社 株 式 売 却 損 | | 489,886 |
| そ の 他 | | 5,380 |
| | | 495,267 |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益 | | 812,106 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | | 22,485 |
| 法 人 税 等 調 整 額 | | △13,099 |
| 当 期 純 利 益 | | 9,385 |
| 非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失 | | 802,721 |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 | | 3,967 |
| | | 806,688 |

(注) 金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年12月1日から)
(2022年11月30日まで)

(単位:千円)

| | 株主資本 | | | | |
|--------------------------|----------|-----------|------------|---------|-----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当連結会計年度期首残高 | 10,000 | 2,755,331 | △1,911,310 | △66,515 | 787,505 |
| 当連結会計年度変動額 | | | | | |
| 新株の発行 | 510,685 | 1,510,685 | | | 2,021,371 |
| 減資 | △510,685 | 510,685 | | | — |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | 806,688 | | 806,688 |
| 株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額) | | | | | |
| 当連結会計年度変動額合計 | — | 2,021,371 | 806,688 | — | 2,828,060 |
| 当連結会計年度末残高 | 10,000 | 4,776,703 | △1,104,622 | △66,515 | 3,615,565 |

| | その他の包括利益累計額 | | | | 新株予約権 | 非支配株主持分 | 純資産合計 |
|--------------------------|--------------|---------|----------|---------------|-------|----------|-----------|
| | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 為替換算調整勘定 | その他の包括利益累計額合計 | | | |
| 当連結会計年度期首残高 | 69,279 | 603 | △20,152 | 49,730 | 7,745 | 100,995 | 945,976 |
| 当連結会計年度変動額 | | | | | | | |
| 新株の発行 | | | | | | | 2,021,371 |
| 減資 | | | | | | | — |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | | | | | 806,688 |
| 株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額) | △379,138 | △6,634 | 20,152 | △365,620 | — | △100,995 | △466,615 |
| 当連結会計年度変動額合計 | △379,138 | △6,634 | 20,152 | △365,620 | — | △100,995 | 2,361,444 |
| 当連結会計年度末残高 | △309,858 | △6,030 | — | △315,889 | 7,745 | — | 3,307,421 |

(注) 金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。

貸 借 対 照 表

(2022年11月30日現在)

(単位:千円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|-----------------|-----------|-------------------------|------------|
| 流 動 資 産 | 296,354 | 流 動 負 債 | 76,487 |
| 現 金 及 び 預 金 | 175,045 | 支 払 手 形 及 び 買 掛 金 | 29 |
| 売 掛 金 | 4,354 | 短 期 借 入 金 | 50,450 |
| 暗 号 資 産 | 53,115 | 未 払 金 | 769 |
| 商 品 | 7,547 | 未 払 費 用 | 25,226 |
| 前 払 費 用 | 4,544 | 預 り 金 | 10 |
| 未 取 入 金 | 21,114 | そ の 他 | 2 |
| 未 収 消 費 税 | 5,433 | 固 定 負 債 | 121,373 |
| 立 替 金 | 526 | 長 期 借 入 金 | 111,000 |
| そ の 他 | 24,671 | そ の 他 | 10,373 |
| 固 定 資 産 | 3,065,443 | 負 債 合 計 | 197,861 |
| 有 形 固 定 資 産 | 57,129 | 純 資 産 の 部 | |
| 建 物 | 13,745 | 株 主 資 本 | 3,466,049 |
| 車 両 運 搬 具 | 2,416 | 資 本 金 | 10,000 |
| 工 具 器 具 備 品 | 40,369 | 資 本 剰 余 金 | 5,539,822 |
| 建 設 仮 勘 定 | 598 | 資 本 準 備 金 | 2,812,128 |
| 無 形 固 定 資 産 | 3,525 | そ の 他 資 本 剰 余 金 | 2,727,693 |
| ソ フ ト ウ エ ア | 3,525 | 利 益 剰 余 金 | △2,017,257 |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 3,004,788 | そ の 他 利 益 剰 余 金 | △2,017,257 |
| 投 資 有 債 証 券 | 1,134,361 | 繰 越 利 益 剰 余 金 | △2,017,257 |
| 関 係 会 社 株 式 | 1,828,794 | 自 己 株 式 | △66,515 |
| 出 資 金 | 1,420 | 評 價 ・ 換 算 差 額 等 | △309,858 |
| 長 期 貸 付 金 | 166,000 | そ の 他 有 債 証 券 評 價 差 額 金 | △309,858 |
| 長 期 前 払 費 用 | 1,029 | 新 株 予 約 権 | 7,745 |
| 繰 延 税 金 資 産 | 13,503 | 純 資 産 合 計 | 3,163,936 |
| 敷 金 及 び 保 証 金 | 25,679 | 負 債 純 資 産 合 計 | 3,361,797 |
| 貸 倒 引 当 金 | △166,000 | | |
| 資 産 合 計 | 3,361,797 | | |

(注) 金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。

損 益 計 算 書

(2021年12月1日から
2022年11月30日まで)

(単位:千円)

| 科 目 | 金 額 |
|-----------------------|---------|
| 売 上 高 | 899,945 |
| 売 上 原 価 | 50,134 |
| 売 上 総 利 益 | 849,811 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | 263,473 |
| 當 業 利 益 | 586,337 |
| 當 業 外 収 益 | |
| 受 取 利 息 | 18,323 |
| 受 取 配 当 金 | 18,997 |
| そ の 他 | 2,364 |
| 當 業 外 費 用 | 39,685 |
| 支 払 利 息 | 12,794 |
| そ の 他 | 9,474 |
| 當 業 利 益 | 22,268 |
| 経 常 利 益 | 603,754 |
| 特 別 利 益 | |
| 助 成 金 収 入 | 968 |
| 投 資 有 働 証 券 売 却 益 | 99,878 |
| 関 係 会 社 株 式 売 却 益 | 0 |
| そ の 他 | 108 |
| 特 別 損 失 | 100,955 |
| 投 資 有 働 証 券 評 働 損 | 5,380 |
| 関 係 会 社 株 式 売 却 損 | 474,840 |
| 債 権 譲 渡 損 | 480,099 |
| 特 別 損 失 | 960,321 |
| 税 引 前 当 期 純 損 失 | 255,611 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | △6,336 |
| 法 人 税 等 調 整 額 | △14,089 |
| 当 期 純 損 失 | △20,426 |
| 当 期 純 損 失 | 235,184 |

(注) 金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。

株主資本等変動計算書

(2021年12月1日から)
(2022年11月30日まで)

(単位:千円)

| 資本金 | 株主資本 | | | | | 利益 利益 合計 |
|-------------------------|------------------|-----------------|------------------|------------------------|-----------------|----------------|
| | 資本 資本 準備金 | | | 資本 その他 資本 剩余金 | 資本 剩余金 合計 | |
| | その他 資本 剩余金 | 資本 剩余金 合計 | その他 利益 剩余金 | | | |
| 当期首残高 | 10,000 | 1,301,442 | 2,217,007 | 3,518,450 | △1,782,072 | △1,782,072 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 株式交換による増加 | | 999,999 | | 999,999 | | |
| 新株の発行 | 510,685 | 510,685 | | 510,685 | | |
| 資本金からその他 資本剩余金への振替 | △510,685 | | 510,685 | 510,685 | | |
| 当期純損失 | | | | | △235,184 | △235,184 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | | | | | | |
| 当期変動額合計 | — | 1,510,685 | 510,685 | 2,021,371 | △235,184 | △235,184 |
| 当期末残高 | 10,000 | 2,812,128 | 2,727,693 | 5,539,822 | △2,017,257 | △2,017,257 |

| | 株主資本 | | 評価・換算差額等 | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|-------------------------|---------|-----------|------------------|----------------|-------|-----------|
| | 自己株式 | 株主資本合計 | その他有価証券 評価差額金 | 評価・換算 差額等合計 | | |
| 当期首残高 | △66,515 | 1,679,862 | 69,279 | 69,279 | 7,745 | 1,756,887 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 株式交換による増加 | | 999,999 | | | | 999,999 |
| 新株の発行 | | 1,021,371 | | | | 1,021,371 |
| 資本金からその他 資本剩余金への振替 | | — | | | | — |
| 当期純損失 | | △235,184 | | | | △235,184 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | | | △379,138 | △379,138 | — | △379,138 |
| 当期変動額合計 | — | 1,786,187 | △379,138 | △379,138 | — | 1,407,049 |
| 当期末残高 | △66,515 | 3,466,049 | △309,858 | △309,858 | 7,745 | 3,163,936 |

(注) 金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年1月27日

株式会社ネクスグループ
取締役会 御中

UHY東京監査法人
東京都品川区

| | | |
|-------------|-------|-------|
| 指 定 社 員 | 公認会計士 | 安河内 明 |
| 業 務 執 行 社 員 | | |
| 指 定 社 員 | 公認会計士 | 谷田 修一 |
| 業 務 執 行 社 員 | | |

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ネクスグループの2021年12月1日から2022年11月30までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ネクスグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象には他の記載内容は含まれておらず、当監査法人は他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、他の記載内容を通して、その過程において、他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外に他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年1月27日

株式会社ネクスグループ
取締役会 御中

UHY 東京監査法人
東京都品川区

指 定 社 員 公認会計士 安河内 明
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 谷田 修一
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ネクスグループの2021年12月1日から2022年11月30日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従つて、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事實を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成するが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明しているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2021年12月1日から2022年11月30日までの第39期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1)監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2)各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われるなどを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないか、どうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人UHY東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人UHY東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年1月27日

株式会社ネクスグループ 監査役会

| | | |
|-------|-----|----|
| 常勤監査役 | 佐々木 | 弘 |
| 社外監査役 | 浦野 | 充敏 |
| 社外監査役 | 長渕 | 数久 |

以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第70号）の施行により、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が認められました。

当社といたしましても、遠隔地の株主様と近隣の株主様が同等の条件で株主総会に出席でき、物理的な会場の確保が不要であることから株主総会の効率化・円滑化・日程の多様化につながり、また、新型コロナウイルス感染症等の感染症への対策にも資するなど今後の社会情勢の変化にも柔軟に対応できるものと考えております。そこで、場所の定めのない株主総会が開催できるよう、現行定款第13条に第2項を追加するものであります。

また、本定款の一部変更は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第70号）の定めにより、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を当社が得ることを条件として、効力を生じるものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所）

| 現行定款 | 変更案 |
|---|---|
| （招集の時期） 第13条 当定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に召集し、臨時株主総会は必要がある場合に召集する。 | （招集の時期及び方法） 第13条 当定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に召集し、臨時株主総会は必要がある場合に召集する。 ② 会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができます。 |
| （新設） | |

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) | 所有する 当社の株式数 |
|-------|----------------------------------|--|----------------|
| 1 | いしはらなおき 石原 直樹 (1974年9月9日生) | <p>2005年2月 株式会社ケア・アソシエイツ（現株式会社アルテディア）入社</p> <p>2009年4月 株式会社アルテディア・レジデンス 代表取締役</p> <p>2009年7月 株式会社アルテディア ケアビジネス事業本部本部長</p> <p>2009年8月 株式会社健康俱楽部代表取締役</p> <p>2012年4月 当社顧問</p> <p>2012年5月 当社経営企画部部長 当社代表取締役副社長</p> <p>2012年8月 株式会社フィスコ・キャピタル（現株式会社カイカファイナンス）代表取締役社長</p> <p>2013年12月 Care Online株式会社（現株式会社クシムソフト）代表取締役社長 株式会社ネクス・ソリューションズ（現株式会社実業之日本総合研究所）代表取締役</p> <p>2015年4月 株式会社ネクス代表取締役副社長</p> <p>2015年6月 株式会社SJI（現株式会社CAICA DIGITAL）取締役</p> <p>2016年8月 株式会社チカカ（現株式会社チカカ・キャピタル）取締役</p> <p>2017年9月 株式会社イーフロンティア（現株式会社ビアズ）取締役</p> <p>2018年11月 株式会社ネクスマームホールディングス代表取締役（現任）</p> <p>2019年2月 株式会社ネクスプレミアムグループ 代表取締役（現任）</p> <p>2019年4月 株式会社チカカ取締役</p> <p>2020年1月 株式会社ファセッタズム取締役</p> <p>2020年2月 株式会社ネクス取締役（現任）</p> <p>2020年5月 株式会社ケア・ダイナミクス（現株式会社クシムソフト）取締役</p> <p>2021年2月 当社代表取締役社長（現任）</p> <p>2021年12月 株式会社クシムインサイト取締役（現任）</p> <p>2022年3月 株式会社チカカ・キャピタル代表取締役社長（現任）</p> <p>2022年4月 株式会社実業之日本デジタル取締役（現任）</p> <p>2022年6月 株式会社ワイルドマン取締役（現任）</p> | 一株 |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) | 所有する 当社の株式数 |
|-------|-----------------------------------|---|----------------|
| 2 | あきやまつかさ 秋山 司 (1964年10月23日生) | <p>1990年6月 当社入社</p> <p>2006年2月 当社執行役員製品開発部長</p> <p>2007年8月 当社執行役員技術開発部長</p> <p>2008年2月 当社執行役員モバイル＆ワイアレス事業本部副本部長</p> <p>2009年1月 当社執行役員技術開発本部本部長</p> <p>2009年11月 当社執行役員事業開発本部本部長兼品質保証本部本部長</p> <p>2010年4月 当社事業開発本部本部長兼品質保証本部本部長</p> <p>2010年12月 当社オペレーション本部本部長</p> <p>2011年8月 当社オペレーション本部本部長兼品質管理本部本部長</p> <p>2011年10月 当社代表取締役社長</p> <p>2015年4月 株式会社ネクス代表取締役社長</p> <p>2021年2月 当社取締役会長（現任）</p> <p>株式会社ネクスファームホールディングス取締役（現任）</p> | 一株 |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) | 所有する 当社の株式数 |
|-------|---------------------------------|---|----------------|
| 3 | ふかみおさむ 深見 修 (1972年3月17日生) | <p>2011年3月 株式会社フィスコ経営戦略本部長</p> <p>2011年10月 イー・旅ネット・ドット・コム株式会社代表取締役社長</p> <p>2012年10月 当社取締役（現任）</p> <p>2013年2月 イー・旅ネット・ドット・コム株式会社取締役会長</p> <p>2013年3月 株式会社フィスコ取締役経営戦略本部長（現任）</p> <p>2013年12月 株式会社ネクス・ソリューションズ（現株式会社実業之日本総合研究所）取締役</p> <p>2014年11月 イー・旅ネット・ドット・コム株式会社代表取締役社長</p> <p>2015年2月 イー・旅ネット・ドット・コム株式会社取締役（現任）</p> <p>2015年4月 株式会社ネクス取締役（現任）</p> <p>2016年2月 株式会社シヤンティ取締役</p> <p>2016年3月 株式会社バーサタイル取締役 株式会社フィスコダイヤモンドエージェンシー（現株式会社フィスコ）取締役</p> <p>株式会社フィスコ I R（現株式会社フィスコ）取締役</p> <p>2016年7月 株式会社イーフロンティア（現株式会社ピアズ）取締役</p> <p>2016年8月 株式会社チチカカ（現株式会社チチカカ・ギャピタル）取締役（現任）</p> <p>2016年10月 株式会社グロリアツアーズ取締役（現任）</p> <p>2017年5月 株式会社シーズメン取締役（現任）</p> <p>2017年6月 株式会社テリロジー取締役</p> <p>2018年11月 株式会社ネクスプレミアムグループ取締役（現任） 株式会社ネクスファームホールディングス取締役（現任）</p> <p>2019年4月 株式会社チチカカ取締役</p> <p>2019年8月 株式会社フィスコ仮想通貨取引所（現株式会社カイカエクスチェンジ）取締役（現任）</p> <p>2021年1月 株式会社CAICAテクノロジーズ取締役（現任） 株式会社CAICAデジタルパートナーズ取締役（現任）</p> <p>2021年11月 株式会社カイカファイナンシャルホールディングス取締役（現任）</p> <p>2021年12月 株式会社カイカエクスチェンジホールディングス取締役（現任）</p> <p>2022年1月 カイカ証券株式会社取締役（現任）</p> <p>2022年4月 株式会社実業之日本デジタル取締役（現任）</p> | 一株 |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) | 所有する 当社の株式数 |
|-------|-----------------------------------|---|----------------|
| 4 | さいとうようすけ 齊藤 洋介 (1974年1月1日生) | <p>2005年7月 株式会社ケア・アソシエイツ（現株式会社アルテディア）入社</p> <p>2007年10月 株式会社ケア・アセット・マネジメント代表取締役</p> <p>2013年11月 株式会社ケア・アソシエイツ（現株式会社アルテディア）経営管理本部長</p> <p>2013年12月 当社入社 当社経営企画部財務・経理チームリーダー</p> <p>2014年1月 Care Online株式会社（現株式会社クシムソフト）取締役</p> <p>株式会社ネクス・ソリューションズ（現株式会社実業之日本総合研究所）取締役</p> <p>2014年2月 株式会社フィスコ・キャピタル（現株式会社カイカファイナンス）取締役</p> <p>2014年4月 当社取締役経営企画部部長</p> <p>2015年4月 当社取締役管理本部本部長（現任）</p> <p>株式会社ネクス取締役管理部部長（現任）</p> <p>2015年6月 株式会社 SJI（現株式会社 CAICA DIGITAL）取締役</p> <p>2016年8月 株式会社チカカ（現株式会社チカカ・キャピタル）監査役</p> <p>2016年10月 株式会社グロリアツアーズ取締役（現任）</p> <p>2017年1月 株式会社チカカ（現株式会社チカカ・キャピタル）取締役（現任）</p> <p>2017年9月 株式会社イーフロンティア（現株式会社ビアズ）取締役</p> <p>2018年11月 株式会社ネクスプレミアムグループ取締役</p> <p>株式会社ネクスファームホールディングス取締役（現任）</p> <p>2019年4月 株式会社チカカ取締役</p> <p>2019年12月 株式会社ファセッタズム取締役</p> <p>2020年2月 イー・旅ネット・ドット・コム株式会社代表取締役</p> <p>株式会社ウェブトラベル代表取締役</p> <p>株式会社グロリアツアーズ代表取締役</p> <p>2021年2月 イー・旅ネット・ドット・コム株式会社取締役（現任）</p> <p>株式会社ウェブトラベル取締役（現任）</p> <p>2022年1月 株式会社イーフロンティア（現株式会社ビアズ）取締役</p> <p>2022年4月 株式会社実業之日本デジタル取締役（現任）</p> | 一株 |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) | 所有する当社の株式数 |
|-------|----------------------------------|--|------------|
| 5 | ちょう い 張 健 (1969年6月30日生) | 1999年4月 株式会社旭入社 2002年2月 松田商事株式会社入社 2012年4月 当社取締役デバイス事業部海外ODM事業担当 2012年8月 星際富通（福建）网络科技有限公司法定代表人 2014年2月 当社取締役退任 2015年3月 FISCO International Limited （現NCXX International Limited） 情報通信マネージャー（現任） 2017年10月 当社取締役（現任） 2021年8月 NCXX International Limited Director（現任） | 一株 |
| 6 | きたむらかつみ 北村 克己 (1973年2月8日生) | 2004年10月 弁護士登録 山本綜合法律事務所（現山本柴崎法律事務所）入所 2008年11月 白石篤司法律事務所入所 2014年9月 リアルコム株式会社（現Abalance株式会社）社外監査役 2014年10月 株式会社SJI（現株式会社CAICA DIGITAL）代表取締役 2016年4月 PICOSUN JAPAN株式会社監査役 2016年6月 株式会社SRAホールディングス社外監査役（現任） 2016年10月 株式会社神宮館監査役（現任） 2017年3月 社会福祉法人善光会監事（現任） 2019年2月 当社社外取締役（現任） 2019年6月 明治機械株式会社取締役（監査等委員） 2019年11月 AutoStore System株式会社監査役（現任） 2020年6月 北村総合戦略法律事務所代表（現任） 2020年9月 一般社団法人地域資源活用推進機構理事（現任） 2021年4月 合同会社TSUNAGARI代表社員（現任） 2022年4月 在日フィンランド商工会議所監査役（現任） | 一株 |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 北村克己氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。同氏が原案どおり再任された場合には、引き続き独立役員となる予定です。
3. 北村克己氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

4. 北村克己氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割は、同氏の弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を、当社のコーポレートガバナンスの強化に活かしていただきたいためであります。なお、同氏は弁護士として企業法務に精通しており、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
5. 当社は、北村克己氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております、当該契約に基づく損害賠償限度額は、金100万円と法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。同氏が原案どおり再任された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は保険会社との間で、各候補者が被保険者となる20頁記載の役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約は、1年毎に契約更新をしており、次回は2023年9月の更新を予定しております。

第3号議案 ストック・オプションとしての新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社及び当社子会社の取締役及び従業員に対し、特に有利な条件によりストック・オプションとして新株予約権を割り当てるごとに当該新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

また、本議案は会社法第361条の規定に基づき、当社取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容につき、併せてご承認をお願いするものであります。

なお、現在の取締役の員数は6名（うち社外取締役は1名）であり、第2号議案「取締役6名選任の件」が原案どおり可決されましても、取締役の員数は従来と同じ6名（うち社外取締役は1名）であります。

1. 当社及び当社子会社の取締役並びに当社及び当社子会社の従業員に対し特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社グループの業績向上や企業価値増大に対する意欲や士気を高めるためのインセンティブを与えることを目的としております。

2. 当社の取締役に対する報酬等の額

当社取締役に対して割り当てるストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額として年額400百万円（うち社外取締役は70百万円）を上限として設ける旨の承認をお願いするものであります。

ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容は、会社業績並びに当社及び当社子会社における業務執行の状況・貢献度等を基準として決定しております。

当社は、新株予約権が当社の企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めること等を目的として割り当てるストック・オプションであることから、その具体的な内容は相当なものであると考えております。

なお、当社の取締役の報酬等の額は2017年10月25日開催の臨時株主総会において年額100百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とする旨ご承認いただいておりますが、当該報酬額とは別枠で設定するものであります。なお、この取締役の報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の総数

30,000個を上限とし、このうち、当社の取締役に割り当てる新株予約権の数の上限は15,000個（うち社外取締役分は2,500個）とする。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式3,000,000株を株式数の上限とし、このうち、1,500,000株（うち社外取締役分は250,000株）を、当社取締役に割り当てる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。

なお、各新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」）は当社普通株式100株とする。

また、当社が、本総会の決議の日（以下「決議日」）後、当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前株式数×株式分割・株式併合の比率

さらに、上記のほか、決議日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める株式数の調整を行うことができる。

上記の調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(3) 新株予約権と引き換えに払い込む金額

新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないこととする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権の行使により交付を受けることのできる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、取締役会の定めるところにより新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」）の平均値と割当日の前日の終値（前日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれか高い金額に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができる。

(5) 新株予約権の行使期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日後2年を経過した日から、当該取締役会決議の日後5年を経過する日まで。

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、新株予約権行使時においても当社または当社子会社の役職員の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会が特例として認めた場合を除く。

(7) 新株予約権の取得条項

- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認されたとき（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会決議がなされたとき）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。
- ②新株予約権の割当日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも権利行使価額の50%（1円未満の端数は切り下げ）以下となった場合には、当社は、当該新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- ③新株予約権者が、上記(6)に定める条件に該当しなくなった場合には、当社は、当社の取締役会の決議により別途定める日において、当該新株予約権者が保有する新株予約権の全てを無償で取得することができる。

(8) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

また、新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 端数がある場合の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(11) その他

他の新株予約権の募集事項については、別途開催される当社取締役会の決議において定める。

以上

〈メモ欄〉

株主総会会場ご案内図

[会 場] : ザ ストリングス 表参道
3階 パークアヴェニュー

東京都港区北青山三丁目6番8号
TEL (03) 5778-4186



[交 通]

(地下鉄)

●銀座線・半蔵門線・千代田線「表参道駅」下車
(B 5 出口より直結)

[お願ひ]

駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場は
ご遠慮くださいますようお願い申しあげます。